



基金配分の検討状況及び今後の進め方について

2026年7月28日（火）

男鹿・潟上・秋田Offshore Green Energy合同会社



漁業・地域共生策検討状況

- 2024年9月以降、以下の会議体構成により、基金配分に関し検討を実施。
- 本日の「共生策検討委員会」は、2026年2月6日の第1回共生策検討委員会以降の議論にて合意に達した事項につき、決議を行う場。

法定協議会 (公開)

役割 : 実務者会議決議事項を**報告**する場※1
開催頻度 : 年1回
参加者※2 : 3市長、漁協組合長、各地区運営委員長
根拠 : 再エネ海域利用法

共生策 検討委員会 (実務者会議に相当) (公開)

役割 : 実務的・専門的な内容について**議論・決議**する場
開催頻度 : 必要に応じて
参加者 : 3市部長クラス、漁協組合長、各地区運営委員長、内水面・鮭鱒関係者
根拠 : 法定協議会※1

地域振興策・漁業振興策検討 のための関係者会議 (以下、3市漁協会議) (非公開)

役割 : 実務者会議で決議する事項（地域振興策・漁業振興策等）について**合意形成**する場
開催頻度 : 必要に応じて
参加者 : 3市部長クラス、漁協組合長、各地区運営委員長、内水面・鮭鱒関係者
設置趣旨 : 合意形成に向けた関係者の自主的な取り組み

個別のご相談 (非公開)

役割 : 協議事項を**事前に確認・調整**する場
開催頻度 : 必要に応じて
参加者 : 適宜

※1 第5回法定協議会において承認された「今後の協議会の進め方」に基づき、実務者会議以下を「議論」の場、法定協議会を「報告」の場と位置付け。

※2 行政・漁業関係者の参加者に限り記載。以下同様。

漁業・地域共生策検討状況

- 本日の決議内容は以下の通り。

決議事項	詳細
基金配分比率	➤ 3市での協議の結果、地域振興策分の基金（全体の30% ※1）については、以下により配分する。配分比率および配分金額については次頁参照。 ア 地域振興策分の基金の15%の額を3市共同事業に充てる。 イ 地域振興策分の基金の85%の額を各市に属する本洋上風力発電事業の事業費により按分し、各市に配分する。これにより、陸上における事業費は全額秋田市に計上され、洋上における事業費は配分線により区分された事業実施区域内の各市の海域面積（船越水道の船舶通航海域を除く。）の割合に応じて配分する。 ➤ 秋田県漁業協同組合と内水面関係者※2での協議の結果、漁業振興策分の基金（全体の70% ※1）につき、秋田県漁業協同組合：内水面関係者の配分は98.5%：1.5%に決定。 ➤ 内水面関係者間での配分は、雄物川水系サクラマス協議会・秋田県内水面漁業協同組合連合会：八郎湖増殖漁業協同組合は50%：50%に決定。 ※1 2026年2月6日の共生策検討委員会にて漁業振興策：地域振興策＝70%：30%に決定済。 ※2 雄物川水系サクラマス協議会、秋田県内水面漁業協同組合連合会、八郎湖増殖漁業協同組合
基金出捐までの意思決定プロセス	2026年2月6日の共生策検討委員会では、初回出捐期限を2026年11月末としたところ、基金活用の公平性、公正性、透明性確保に向け十分な議論を尽くすため、別途関係者で合意する期限まで延期する。

地域振興策の基金配分

【洋上分 (544,605千円) の配分割合】

- ・男鹿市 435.60ha (10.11%)
- ・潟上市 3752.08ha (87.11%)
- ・秋田市 119.72ha (2.78%)

【陸上分 (57,834千円) の配分割合】

- ・秋田市 100%

【各市の配分額】

区分	男鹿市	潟上市	秋田市	計
基金配分額	90,512 千円	509,830 千円	108,408 千円	708,750 千円
うち共同事業枠	35,437 千円	35,437 千円	35,437 千円	106,311 千円
うち3市配分枠	55,075 千円	474,393 千円	72,971 千円	602,439 千円
うち洋上分	55,075 千円	474,393 千円	15,137 千円	544,605 千円
うち陸上分	- 千円	- 千円	57,834 千円	57,834 千円

地域振興策の基金配分（参考）



漁業・地域共生策検討状況

➤ 今後協議が必要な事項は以下の通り。

事項	現時点での概ねの方針 (今後協議、調整で変更の可能性あり)	備考
基金配分比率	未決分の配分の決定。	
具体的施策	第1回基金出捐により実施する具体的な施策の内容を今後協議。	
基金口座	地域振興策分は原則、各自治体口座にて管理する予定。漁業振興策分は今後協議、調整。	
基金出捐ルール	SPCからの基金出捐は施策ごとに実施。	
実績報告	「協議会意見とりまとめ」にて求められる基金の公平性・公正性・透明性の確保のため、基金口座所有者より法定協で年1回実績報告を行う。	法定協での報告に向け、口座所有者にて適切に基金管理を行う。

- 6